

夕張市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画

令和8年5月  
夕張市教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨、現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	8
6. おわりに	9

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

- 教育職員の業務が長時間に及ぶ状況や心身の負担の増大といった課題は依然として見られ、全国的な教員不足の状況も相まって、学校現場を取り巻く環境は厳しさを増している。教育職員が健康を損なうことなく、安心して働き続けられる環境を整えることは、教育の質を維持・向上させる上で喫緊の課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、令和7年(2025年)6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下「給特法」という。)が改正され、教育委員会が服務を監督する教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置(以下「業務量管理・健康確保措置」という。)の実施に関する計画(以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。)の策定・公表が義務付けられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられた。
- 本市教育委員会では、教育職員の業務量を適切に管理し、健康の確保に向けた措置を計画的に講ずることにより、教育職員が心身ともに良好な状態で勤務し、専門性を高めながら教育活動に専念できる環境づくりを進める。本計画は、学校における働き方改革を着実に推進し、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図ることで、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につなげていくことを目的として、給特法第8条第1項に基づき本計画を策定し、同法第8条第3項に基づき総合教育会議に報告するものである。

### (2) 本市の現状

- 本市では、令和2年3月に、学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況は次のとおりとなっている。

### 【時間外在校等時間の状況】

	校種	45H 以内	46～80H	81～100H	100H 超	1人当たりの 月平均
令和6年度	小学校	19人	1人	0人	0人	23時間23分
	中学校	18人	1人	0人	0人	25時間32分
令和7年度	小学校	18人	1人	0人	0人	19時間15分
	中学校	16人	2人	0人	0人	22時間51分

- 令和7年度における教育職員1人当たりの月平均の時間外在校等時間は、小学校で19時間15分、中学校で22時間51分となっており、全体としては45時間以内に収まっている。一方で、個々の状況を見ると、時間外在校等時間が45時間以上となっている教育職員が8%と年々減少傾向にあるが、引き続き改善に向けた取組を進める必要がある。

## 2. 目標

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。
  - ・ 教育職員の「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内(1年単位の变形労働時間制を適用する場合は、それぞれ42時間以内、320時間以内)とする。全ての教育職員の時間外在校等時間が上記目標の範囲内となることを目標として取り組み、国が目標としている「令和11年度までに、教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間平均30時間程度」の実現を図る。
  - ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【R7:13.4日】
  - ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下まで減少させる【R7:11.5%】
  - ・ ストレスチェックにおける「働きがいのある仕事である」との回答者の割合を80%まで上昇させる。【R7:31.4%】

教育職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

### 3. 計画の期間

- 令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

#### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

- 業務の適正化の推進に当たっては、国が示した「学校と教師の業務の3分類」(以下、「3分類」という。)に基づく19の取組の実効性を確保するため、市教育委員会、学校がそれぞれ役割を果たしながら取組を進める。

- ・ 教育委員会の役割

教育委員会は、教育職員の働き方改革を進めるための取組を主体的に実施する。

- ・ 学校の役割

校長は、教育職員の時間外勤務の縮減に向け、日頃から教育職員の勤務状況や健康状態を的確に把握するとともに、関係機関と連携しながら主体的に推進するものとする。

#### 【学校と教師の業務の3分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外的見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

○ 現段階での本市における進捗状況は以下のとおりである。

①すでに達成 ① ② ④ ⑨

②一部達成 ③ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑩ ⑫ ⑬ ⑭ ⑰ ⑱

③未達成 ⑪ ⑮ ⑯ ⑲

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

ア 学校以外が担うべき業務

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)

・放課後から夜間における見回りについては、実態的にほとんど必要性がなく、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

・生徒指導連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆学校徴収金の徴収・管理(「3分類」③関係)

・給食費については、令和8年度より小中学校無償化となるため徴収しない。

・PTA 会費や教材費の私費会計徴収等の業務(部活動費・生徒会費含む)について、教員が関与することがない仕組みを構築するなどの取組を検討する。

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等(「3分類」④関係)

・学校、家庭、地域、が一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の更なる充実を図り、学校への応援及び支援を推進する。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)

・道教委が実施している「スクールロイヤー制度」を活用するほか、首長部局と連携して本市の顧問弁護士に相談する。また、直接苦情等に対応する相談窓口を教育委員会内に設置する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

・学校に発出する調査等を精査し、縮減に努める。

・各種団体等からのイベントへの参加や作品の応募依頼等について、学校現場の負担解消のため、各種団体等の理解促進を図る。

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理(「3分類」⑨関係)

・学校プールは市体育協会に管理業務を委託している清水沢プールを使用している。

◆部活動(「3分類」⑬関係)

・令和10年度中に、原則全ての部活動の地域展開の実現を目指す。

・全ての部活動において部活動休養日の完全実施、「北海道の部活動の在り方に関する方針」に定める活動時間の遵守の取組を進める。

・特定の教員に部活動指導業務が集中することのないよう、複数顧問の配置などにより、負担の平準化や軽減を図るよう促す。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑮⑯関係)

・授業準備や採点作業等を補助する※スクール支援員の配置を検討する。

・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆学校行事の準備・運営(「3分類」⑰関係)

・各学校に対し、文部科学省や道教委が提示する好事例なども参考にするなど、学校行事の精選や内容の見直しを推進するよう促す。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑲関係)

・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議へ積極的に参加し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。

・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校を積極的につなぐ体制を構築する。学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことができるよう伴走する。

・必要に応じて医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 「業務の3分類」以外の取組

◆教育職員へ1人1台教務用タブレット端末の配置(配置済)

- ・教務用タブレット端末を教育職員に1人1台配置し、校務の効率化や情報共有の円滑化を図る。

◆勤務時間外の留守番電話の活用

- ・学校に留守番電話を設置し、勤務時間外は機械対応とすることで、教育職員が勤務時間と休息時間の区別が図られるようにする。

◆研修・会議の精選・見直し

- ・教育職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教育職員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、国の通知等を踏まえながら精選を検討する。

- ・特に情報の伝達や共有を主な目的とした会議については、オンラインでの開催を徹底する。

◆教頭の業務縮減

- ・学校運営の要である教頭が各種調査や校内外の調整等により特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、業務の整理・見直しを進めるとともに、業務分担の見直し等により、負担軽減を図る。

(3) 学校における措置の推進

- 学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1,086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

- ・道教委が作成した働き方改革の手引き「Road」や国の「働き方改革事例集」を積極的に活用する。

- ・デジタル技術の活用により、調査・集計や採点・評価などの校務を効率化する。

(4) 教育職員の意識の変容を促す取組

- 働き方改革の意識を高める取組の推進

- ・これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を進めている事例を積極的に紹介しながら、学校の管理職の意識改革を一層進める。
  - ・学校訪問の際に、働き方改革を進める上でPDCAサイクルを機能させることの重要性を指導する。
  - ・働き方改革の趣旨や目的を踏まえた上で、働き方改革の取組状況を管理職員の人事評価に反映させる。
  - ・管理職を含む教育職員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改善を図る。
- ワークライフバランスを意識した働き方の推進
    - ・教育職員がワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点を持ち、主体的に取り組むことができる環境づくりを推進する。
  - 働き方改革に関する研修の実施
    - ・市で実施する研修等の機会に、働き方改革に関する研修を計画する。

#### (5) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。
  - ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
  - ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
  - ・教育職員のメンタルヘルス不調の未然防止と早期発見及び職場環境の改善に向け、引き続きストレスチェックを全教育職員対象に実施する。
  - ・職員の勤務状況及びその健康状態に応じて健康診断を実施するほか、職員の健康管理に関し、必要に応じて産業医等による助言・指導を適切に実施し、職員の健康管理の向上に努める。
  - ・心身の健康問題についての相談を市の保健部局と連携を図り対応する。
  - ・年次有給休暇について、まとまった日数の連続取得が可能となるよう、各学校に対して取得促進を図る。
  - ・夏季3日間、冬季6日間以上の学校閉庁日を設定し、教育職員が休暇を取得しやすい環境づくりを進める。
  - ・早出遅出勤務制度、テレワークの導入について検討を行う。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度夕張市の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システム(公務支援システム)で把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。

特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- 学校における働き方改革の推進に当たっては、以下の事項に留意する。
  - ・時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。
  - ・市教育委員会及び校長は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することのみを求めるものではあってはならぬ

いこと。

- ・教育職員の時間外在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることや計画に定める目標を達成することのみを目的化し、休憩時間並びに週休日・休日を含めて実際の時間より短い時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- ・なお、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることは、法令に違反するものであり信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得ること。
- ・本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。
- ・市教委及び校長は、業務の持ち帰りが行われている実態を適切に把握するとともに、その解消に向けた取組を進めること。

## 6. おわりに

- 本計画に基づく取組を着実に進めていくためには、教育委員会と学校がそれぞれの役割を果たすとともに、保護者や地域の理解と協力を得ながら、学校を取り巻く関係者が一体となって進めていくことが重要である。教育委員会においては、各学校の実情を踏まえつつ、業務量の適切な管理と健康確保に向けた取組の状況を継続的に把握し、必要な支援や改善を行っていく。
- また、社会情勢や学校を取り巻く環境は今後も変化していくことが見込まれることから、本計画については、取組の進捗状況や課題を検証しながら、必要に応じて見直しを行い、より実効性のあるものとなるよう努める。
- 教育職員一人一人が心身ともに健康で、その専門性を十分に発揮し、子どもたちに向き合う時間を確保できる環境を整えていくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながる重要な取組である。本市教育委員会としては、今後も学校における働き方改革を着実に推進し、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立が図られるよう、関係者と連携しながら取組を進めていく。